

独立行政法人 科学技術振興機構における研究開発評価について

科学技術振興機構（JST）では、平成14年度から、戦略的創造研究推進事業を開始している。これは、戦略的基礎研究推進事業(CREST)、若手個人研究推進事業(さきがけ)、基礎的研究発展推進事業(SORST)の特徴を生かして再編成したものであり、創造科学技術推進事業(ERATO)、国際共同研究事業(ICORP)、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業(ACT-JST)についても、平成14年度新規発足分よりこの事業のもとで実施している。戦略的創造研究推進事業は、JSTが実施する基礎研究の大部分を占めている。

本稿においては、戦略的創造研究推進事業における評価システムについて概説する。

1 JSTの概要

1-1 概要

JSTは、技術シーズの創出を目指した、基礎研究から企業化までの一貫した研究開発の推進、科学技術情報の流通促進など科学技術の振興基盤の整備を総合的に行い、我が国の科学技術の振興を図ることを使命としている。

1-2 沿革

昭和32年（1957年）日本科学技術情報センター設置

昭和36年（1961年）新技術開発事業団（新技術事業団）設置

平成8年（1996年）日本科学技術情報センターと新技術事業団を統合し、科学技術振興事業団設立

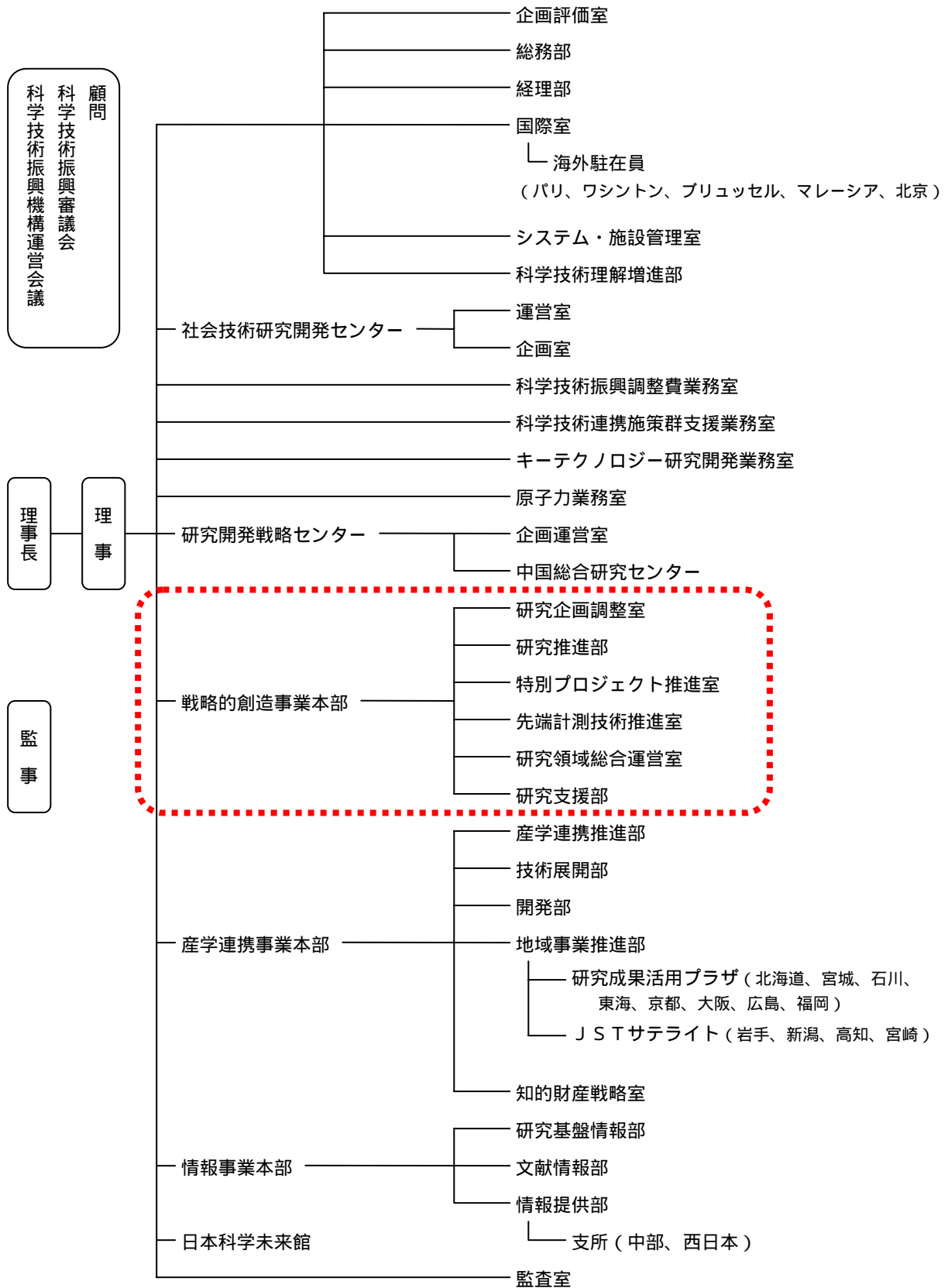
平成15年（2003年）科学技術振興事業団を解散し、独立行政法人科学技術振興機構発足

1-3 職員数・予算

職員数は、職員471名、研究者等約3,000名である。（平成18年4月現在）

年間総事業費（平成18年度予算）は、約1,134億円である。

1 - 4 組織図



戦略的創造事業本部 : 戦略的創造研究推進事業にかかる研究推進管理部署

2 評価推進体制

2 - 1 評価事務局の体制

評価は、研究推進管理部署の中に評価担当者を設置し、実施している。戦略的創造研究推進事業の場合は、具体的には、研究企画調整室、研究推進部、特別プロジェクト推進室、研究領域総合運営室が、評価担当部室となっている。

2 - 2 評価事務局の役割

各評価担当部署が行う業務は、評価スケジュールの組み立て、評価者及び被評価者との連絡調整、評価項目案及び基準案の作成、評価結果の取りまとめとホームページ上での一般公開、などである。

2 - 3 評価事務局と研究開発マネジメント担当部署との連携体制

評価に資する資料等の収集・分析や評価結果の反映について、評価担当者と研究推進管理担当者が同一部署に配置されているため、日常業務の中で綿密な連携を図っている。

3 代表的又は特徴的な評価

3 - 1 名称

戦略的創造研究推進事業における研究評価システム

3 - 2 趣旨

戦略的創造研究推進事業は、今後の科学技術イノベーションの創出につながる、社会・経済ニーズに対応した新技術を創出することを目的として、戦略重点科学技術に重点化した分野における基礎研究を推進する競争的資金制度である。国（文部科学省）が示した戦略目標の下にJSTが研究領域を設定し、研究領域のリーダーである研究総括の研究マネジメントの下、産学官のあらゆる研究者を集結して研究を推進する。研究の推進は、大きく分けて次の2つの方法により行われている。

- ・公募型研究（チーム型研究CRESTと個人型研究さきがけ）においては、研究領域を定め、研究総括のもとで研究提案を募集し、選考し、選定された研究者が研究を推進する。
- ・総括実施型研究（ERATO）においては、研究総括の独自の視点からの研究対象（研究領域）をもとに、研究者を結集し研究を推進する。ICORP型もERATO型と同様のシステムを取っている。

いずれも、研究総括（PO）とJSTが、研究領域の下に研究者を束ね、目標達成に向けて効果的・効率的な資源配分を行うなどの研究マネジメントを実施している。

評価システムについても、CREST・さきがけの研究評価システムとERATOの研究評価システムの2つに分かれており、それぞれ事前評価、中間評価及び事後評価を実施している。

（「基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達」別添1参照）

3 - 3 評価者（レビューア）

- ・研究総括及び領域アドバイザー（1つの研究領域に8～10名程度）
- ・科学技術振興審議会（以下、「審議会」）
- ・外部の専門家

（事業運営体制図（別添2）参照）

3 - 4 評価者の選定基準

評価者の選定にあたっては、利害関係者の排除、専門性・所属機関・地域等のバランスに配慮している。

3 - 5 評価対象

C R E S T及びさきがけにおける研究課題評価

C R E S T及びさきがけにおける研究領域評価

E R A T Oにおける研究プロジェクト（研究領域）評価

（各研究評価システムについては、別添3及び別添4参照）

3 - 6 実施時期

- ・事前評価 上記 においては、研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定前、及び においては、研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。
- ・中間評価 研究開始後3年を目安に実施する。（ただし、及び においては、研究課題の研究予定期間が5年以上を有する場合に実施する。）
- ・事後評価 研究終了後できるだけ早い時期に実施する。

なお、研究終了後5年を目処に追跡調査を実施している。（追跡調査は、研究領域について実施している。C R E S Tについては、研究終了後5年を経過した研究領域がないため未実施である。）

3 - 7 評価方法

における事前評価については、研究総括が領域アドバイザーとともに、書類選考と面接により行う。中間評価及び事後評価については、領域アドバイザーに加え、必要に応じて外部有識者の協力も得て行う。

においては、事前評価、中間評価及び事後評価のすべてを審議会が行う。

においては、事前評価は審議会が行い、中間評価及び事後評価は外部の専門家が行う。

3 - 8 評価項目

事前評価の評価項目は、研究課題、研究領域及び研究総括のそれぞれについて、定めている。

中間評価及び事後評価の評価項目は、及び においては、同じ評価項目を用いて研究課題又は研究プロジェクト毎に行うこととしているが、具体的な基準については、評価者がJ S Tと調整の上決定される。においては、研究領域としての戦略目標の達成に向けた状況あるいは達成状況、及び研究マネジメントの状況が評価項目となっている。

なお、評価項目は、評価の目的や基準等とともに、予め被評価者に周知される。

3 - 9 評価結果の公表

評価結果は、まとめ次第、ホームページで公表される。

3 - 10 実施上の注意事項又は評価の特色

専門的内容についてより適切に評価を行うため、必要に応じて外部の専門家を評価者に加えている。

また、中間評価及び事後評価においては、より綿密に研究の進捗状況等を把握するため、必要に応じて研究現場を訪問している。

4 評価結果の取扱い

4 - 1 被評価者へ評価結果を開示、被評価者から評価結果に対する意見を提出する体制
事前評価については、不採択となった者に対し、理由を付して本人に通知している。

また、中間評価及び事後評価については、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保している。

4 - 2 資源配分（予算、人材、研究スペース等）への評価結果の反映状況

特に研究課題の中間評価について、研究費の増減、研究内容の選択・集中による研究計画の見直し、共同研究グループの再編・縮小等による研究体制の見直しなどを行っている。

4 - 3 企画立案（PLAN）のための意思決定プロセスや戦略策定への評価結果の反映状況

及び においては、中間評価の結果を、研究課題の研究費配分、研究体制の再編成、研究の方向転換もしくは研究内容の絞り込み等の研究計画に反映させている。

においては、中間評価の結果を、研究領域の運営方針、研究領域内の研究課題への資金配分等に反映させている。

5 特記事項

5 - 1 追跡評価への取り組み

これまで、追跡調査を、事後評価の補完を目的として、研究終了後5年を目処に実施しているが、『国の研究開発評価に関する大綱的指針』及び『文部科学省における研究及び開発に関する評価指針』の改定を受け、追跡評価の実施に向け規程を整備したところである。なお、これに先駆け、基礎研究事業（ERATO、CREST、PRESTO、ICORP）の総合的な評価として、国内外の有識者から構成される「戦略的創造研究推進事業国際評価委員会」を平成18年1月に開催し、報告書にまとめた。

5 - 2 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成18年10月12日に現地調査を実施し、JSTにおける評価活動を確認した。

現地調査では、研究開発評価推進検討会の委員である岡村 浩一郎氏（科学技術振興機構 研究開発戦略センター アソシエイトフェロー）並びに富澤 宏之氏（科学技術政策研究所 科学技術基盤調査調整室長）に同席いただき、意見交換を行った。後日、両委員から、以下のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究開発の企画立案 （PLAN）への評価の活用 について	<p>トップダウンでの「研究領域」の策定に関して、評価が活用されるような運営体制ではないと考えられる。（より下位レベルの）研究課題ごとの評価も、中間評価が予算配分等に活用されるものの、国が示した戦略目標の下に研究領域を設定するため、機構として評価結果を企画立案に反映させることは困難である。</p> <p>大変注力している。研究課題/総括/領域の採択に際し、積極的に外部者の知見を活用している、提案課題等が採択されなかった研究者への不採択理由を通知することにより、研究者の研究だけでなく、研究提案に関するスキル向上にも貢献している。</p>
評価の推進体制について	<p>「CREST/さきがけ型」では、研究課題ごとの評価が行われている。</p> <p>事前評価（採択/不採択の決定）が大変充実している。中間/事後/追跡調査がさらに充実するような評価推進体制を検討すべきではないだろうか。</p>
評価結果の取り扱いについて	<p>「CREST/さきがけ型」では、研究課題ごとの評価結果が研究総括のマネジメント（予算配分等）に活用される仕組みとなっている。</p>
(2) 評価システム改革のための方策について	<p>研究課題レベルの研究評価は、体制面での特段の改革の必要性は感じない。むしろ、後述するように、研究領域レベルの評価を充実することが重要と思われ、そのためには、分析能力の充実や追跡調査のような長期的取り組みの継続及び調査結果の蓄積が今後も必要であると感じた。</p> <p>戦略的創造事業本部は事前評価を重視した組織文化を有するという印象を持った。今後、評価システムの改革を検討する機会があったら、そのような組織内における中間/事後/追跡評価を充実化することを検討するだけでなく、中間/事後/追跡評価を担当する部署の設置することも検討の価値があるのではないだろうか。</p> <p>本当に研究領域/総括の選定が正しかったかどうか評価するためには、（応募したものの or 応募して書類/面接審査まで至ったものの）結果的に支援対象研究課題に採択されなかった応募課題が、その後どうなったか - 他から資金を得たか等 - 追跡する必要があるだろう（これ</p>

	<p>を“ 並行調査 ”と呼ぶ)。研究領域/総括の選定の評価を多面的に行うためにも、追跡評価に加え並行調査を実施することも検討に値するであろう。</p>
<p>(3) その他(研究開発評価について、特に気になる点や問題)</p>	<p>評価の基準(クライテリア)すなわち、どのような項目によって“研究の良さ”を判断するのかについて、プログラム(戦略的創造研究推進事業)全体を通じた共通的な考え方が明確でない感じがした。このような価値基準を狭い視野から定めることは避けるべきであるが、多様な観点を確保しつつクライテリアの明示化を図ることが、今後のプログラムの向上に必要であると感じた。</p> <p>CREST/さきがけにおいて、研究総括は担当するプロジェクトを立案、運営するにあたり、個々の研究課題を評価する立場にあると同時に、研究課題の執行者といわば“運命共同体”の関係でもある。基礎研究はその性質上、必然的に不確実性を伴うものであり、研究推進中に大幅な軌道修正が必要となる場合もある。しかし研究の“効率的運営”への認識が高まっている今日、プロジェクト実施中における大幅な軌道修正は、プロジェクトを立案した研究総括の研究センスに対する疑問、“非効率な運営”という短絡的批判等、研究総括への圧力となる可能性があることは否定できない。結果として研究総括はプロジェクトの効率的運営に必要な大幅な変更躊躇するかもしれない。それゆえ本当に効率的なプロジェクトの運営実現のためには、研究総括をこれら圧力から守るような制度設計上の工夫が必要かもしれない。</p>
<p><その他のコメント></p> <p>主要事業である戦略的創造研究推進事業では、研究領域の策定がトップダウンでなされているが、研究領域の策定自体が適切であったか見直すためのフィードバックが極めて重要であると考えられる。このようなボトムアップ型のフィードバックの仕組みの構築は一般に困難であると考えられるが、地道な研究評価の積み重ねが重要であり、今後は、特に研究領域についての評価体制の充実が必要と感じた。</p> <p>なお、主要事業である戦略的創造研究推進事業の運営に携わる本部スタッフの専門性の高さや熱心な取り組み状況が分かった。</p> <p>研究というものの性格上、全ての研究課題等が成功を納めるわけではない。「個々の研究課題/総括/領域の成功/失敗」と「プログラムとしての戦略的創造事業の成功/失敗」は異なる次元のものである。全ての研究課題等の成功を目標とするのではなく、むしろ個々の研究課題等レベルでの失敗を許容(する組織文化の醸成)、そしてある程度の失敗率を加味したプログラムの柔軟な運営の可能性を検討してはどうだろうか。さらに失敗の許容は結果として、事前評価(研究課題等の採択)に過度に集中していた研究評価資源を中間/事後/追跡評価へ分散、現状では手薄な印象のあるこれら評価の充実化につながることになり、プログラム全体の運営改善という効果が得られることが期待される。</p>	

基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達

(平成15年10月1日 平成15年達第48号)

改正 (平成15年12月19日 平成15年達第104号)

改正 (平成16年4月1日 平成16年達第34号)

改正 (平成16年11月11日 平成16年達第68号)

改正 (平成17年3月31日 平成17年達第34号)

改正 (平成18年10月11日 平成18年達第89号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、事業に係る評価実施に関する達(平成15年達第44号)に定めるもののほか、同達第4条第2号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業等の基礎研究に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が実施する戦略的創造研究推進事業等の基礎研究は、研究者の創造的研究活動を通じて、新たな科学技術の流れ、新産業の創出への手掛かり等を生み出そうとするものである。このため、評価に当たっては、研究課題及び研究領域に加えて研究者に着目した評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 被評価者の研究課題の中で研究分担者となっている者

(4) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者

(5) その他機構が利害関係者と判断した場合

(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の担当部室は、研究企画調整室、研究推進部、特別プロジェクト推進室及び研究領域総合運営室とする。

第2章 研究課題及び総括実施型研究における研究領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定前に実施する。

イ 総括実施型研究

研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域の選定、研究総括の指定及び相手国の研究機関の選定前に実施する。

ウ 継続研究

研究課題及び研究代表者、個人研究者又は研究総括の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究についても、評価者の方針に基づき中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定に資することを目的とする。

イ 総括実施型研究

研究領域の選定及び研究総括の指定に資することを目的とする。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域の選定、研究総括の指定及び相手国の研究機関の選定に資することを目的とする。

ウ 継続研究

研究課題及び研究代表者、個人研究者又は研究総括の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 公募型研究(研究チームを編成するもの)

(ア) 研究代表者

- a 自らが研究構想の発案者であること。
- b 優れた研究実績を有し、研究チームの責任者として研究全体に責務を負うことができる研究者であること。

(イ) 研究課題

- a 先導的、独創的な基礎研究であること。
- b 今後の科学技術に大きなインパクトを与える可能性を有していること。
- c 技術の進歩に画期的な役割を果たし、新産業創出への手掛かりが期待できるものであること。
- d 戦略目標及び研究領域から見て適当なものであること。

(ウ) 研究計画

a 適切な研究実施体制、実施規模であること。

イ 公募型研究（個人で研究するもの）

（ア） 個人研究者

a 自らが研究構想の発案者であること。

b 研究遂行のために必要な研究実績と責任能力を有していること。

（イ） 研究課題

a 独創性を有していること。

b 今後の科学技術に大きなインパクトを与える可能性を有していること。

c 研究領域から見て適当なものであること。

（ウ） 研究計画

a 適切な実施規模であること。

ウ 総括実施型研究

（ア） 研究総括

a 当該研究領域（研究プロジェクト）の指揮を委ねるに相応しい優れた研究者であること。

b 指導力及び洞察力を備え、若い研究者を触発し得る研究者であること。

c 外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、相手機関と共同して円滑に研究を推進できること。

（イ） 研究領域

a 革新的な科学技術の芽或は将来の新しい流れを生み出す可能性のあるものであること。

b 戦略目標から見て適当なものであること。

c 外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、共同研究相手機関と研究能力を結集することにより、革新的な科学技術の芽の創出や国際研究交流に資することが期待できるものであること。

（ウ） 研究計画

a 適切な研究実施体制、実施規模であること。

エ 継続研究

（ア） 研究代表者、個人研究者又は研究総括

公募型研究（研究チームを編成するもの）の継続研究においては、次を充たすこと。

a 自らが研究構想の発案者であること。

b 優れた研究実績を有し、研究チームの責任者として研究全体に責務を負うことができる研究者であること。

公募型研究（個人で研究するもの）の継続研究においては、次を充たすこと。

c 自らが研究構想の発案者であること。

d 研究遂行のために必要な研究実績と責任能力を有していること。

総括実施型研究、創造科学技術研究及び国際共同研究の継続研究においては、次を充たすこと。

e 当該研究領域（研究プロジェクト）の指揮を委ねるに相応しい優れた研究者で

あること。

f 指導力及び洞察力を備え、若い研究者を触発し得る研究者であること。

g 外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、相手機関と共同して円滑に研究を推進できること。

(イ) 研究課題又は研究プロジェクト

a これまでに得られた研究成果に基づき、その成果を発展させるため研究を継続すべきものであること。

b 今後の科学技術に大きなインパクトを与える可能性を有していること、又は技術の進歩に画期的な役割を果たし、新産業創出への手掛かりが期待できるものであること。

(ウ) 研究計画

a 適切な研究実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

ア 公募型研究

研究総括が領域アドバイザーの協力を得て行う。

イ 総括実施型研究及び継続研究（公募型研究及び総括実施型研究）

科学技術振興審議会（以下「審議会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

ア 公募型研究

応募のあった研究提案について、研究領域ごとに、評価者が書類選考と面接選考により、研究課題及び研究代表者又は個人研究者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、機構が適切に対応する。

イ 総括実施型研究及び継続研究（公募型研究及び総括実施型研究）

機構の調査結果を基に、審議会が、科学技術振興審議会規則（平成15年規則第106号。以下「規則」という。）に基づき評価を行う。なお、公募型研究の継続研究においては、研究総括の意見を参考にすることとする。

上記ア及びイについては、必要に応じて外部の専門家の意見を聴くことができる。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究課題又は研究プロジェクト毎に、研究の進捗状況や研究成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究計画の見直しを行う等により、研究運営の改善及び機構の支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究の進捗状況と今後の見込

イ 研究成果の現状と今後の見込

ウ 相手機関との研究交流状況と今後の計画（外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。）

なお、上記アからウの具体的基準については、研究のねらいの実現という視点から、評価者が機構と調整の上決定する。

(3) 評価者

ア 公募型研究及びその継続研究

公募型研究においては、研究総括が領域アドバイザー、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行い、その継続研究においては、審議会が行う。

イ 総括実施型研究及びその継続研究

総括実施型研究においては、研究課題又は研究プロジェクト毎に、機構が選任する外部の専門家が行い、その継続研究においては、審議会が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

研究課題又は研究プロジェクト毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換、研究実施場所での調査等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究の実施状況、研究成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 外部発表（論文、口頭発表等）、特許、研究を通じての新たな知見の取得等の研究成果の状況

イ 得られた研究成果の科学技術への貢献

ウ 相手機関との研究交流状況（外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。）

なお、上記アからウの具体的基準については、研究成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者が機構と調整の上決定する。

(3) 評価者

ア 公募型研究及びその継続研究

公募型研究においては、研究総括が領域アドバイザー、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行い、その継続研究においては、審議会が行う。

イ 総括実施型研究及びその継続研究

総括実施型研究においては、研究課題又は研究プロジェクト毎に、機構が選任する外部の専門家が行い、その継続研究においては、審議会が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

研究課題又は研究プロジェクト毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第9条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究成果の発展状況や活用状況

イ 研究成果から生み出された科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者が決定する。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。なお、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

ア 研究終了後一定期間を経た後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

(被評価者への周知)

第10条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法（評価時期、評価項目、評価基準、評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第11条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立つものとする。

第3章 公募型研究に係る研究領域の評価

(評価の実施時期)

第12条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。

(2) 中間評価

研究課題の研究予定期間が5年以上を有する研究領域について、研究開始後、3～4年程度を目安として実施する。

(3) 事後評価

研究領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第13条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究領域の選定及び研究総括の指定に資することを目的とする。

(2) 評価項目

ア 研究領域

(ア) 戦略目標の達成に向けた適切な研究領域であること。

(イ) 我が国の研究の現状を踏まえた適切な研究領域であり、優れた研究提案が多数見込まれること。

イ 研究総括

(ア) 当該研究領域について、先見性及び洞察力を有していること。

(イ) 研究課題の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究マネジメントを行う経験、能力を有していること。

(ウ) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者から信頼されていること。

(エ) 公平な評価を行いうること。

(3) 評価者

審議会が行う。

(4) 評価の手続き

機構の調査結果を基に、審議会が、規則に基づき評価を行う。

(中間評価)

第14条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究課題の中間評価の結果を受けて、戦略目標の達成に向けた状況や研究マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行う等により、研究運営の改善及び機構の支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目

(ア) 研究領域としての戦略目標の達成に向けた状況

(イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況

(3) 評価者

審議会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の中間評価結果の報告等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第15条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究課題の事後評価の結果を受けて、戦略目標の達成状況や研究マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目

(ア) 研究領域としての戦略目標の達成状況

(イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況

(3) 評価者

審議会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の事後評価結果の報告等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(被評価者への周知)

第16条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法（評価時期、評価項目及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第17条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。

附 則

この達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月19日 平成15年達第104号）

この達は、平成15年12月19日から施行する。

附 則（平成16年4月1日 平成16年達第34号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月11日 平成16年達第68号）

この達は、平成16年11月11日から施行する。

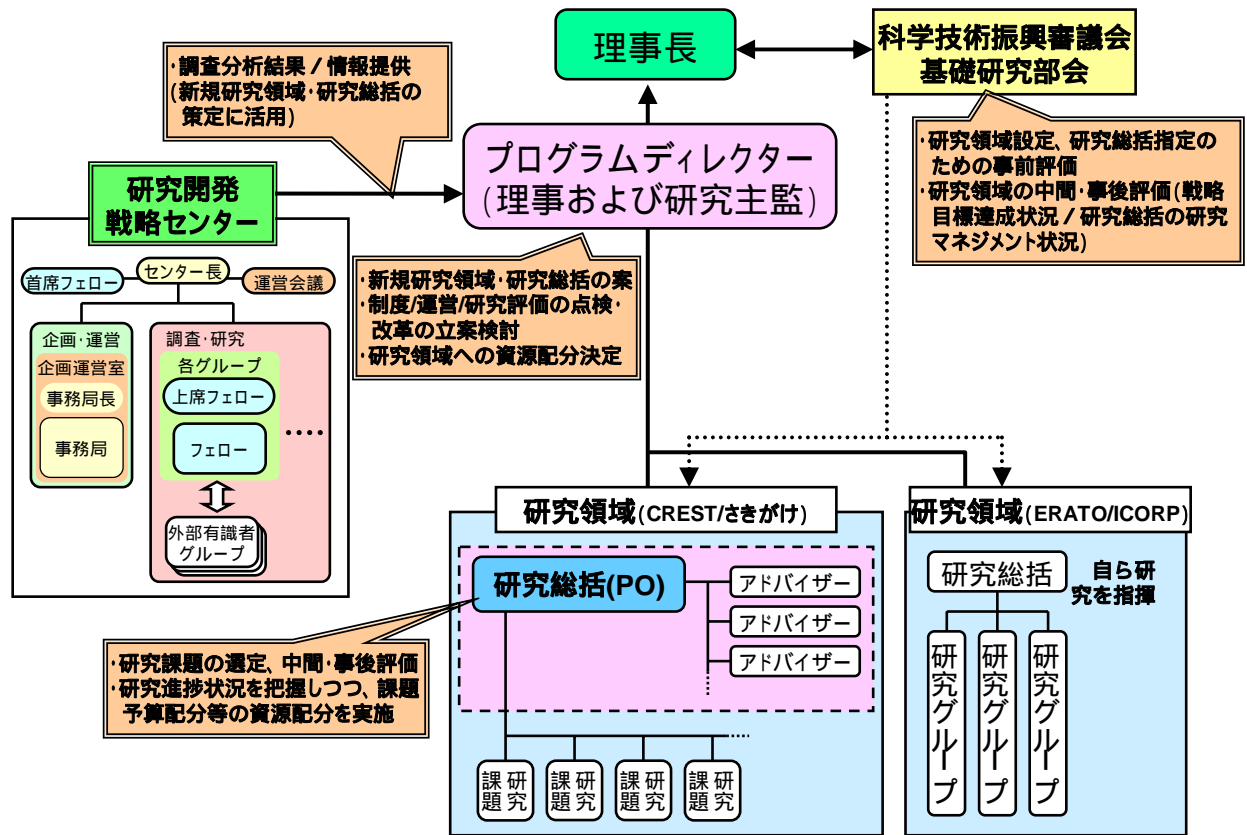
附 則（平成17年3月31日 平成17年達第34号）

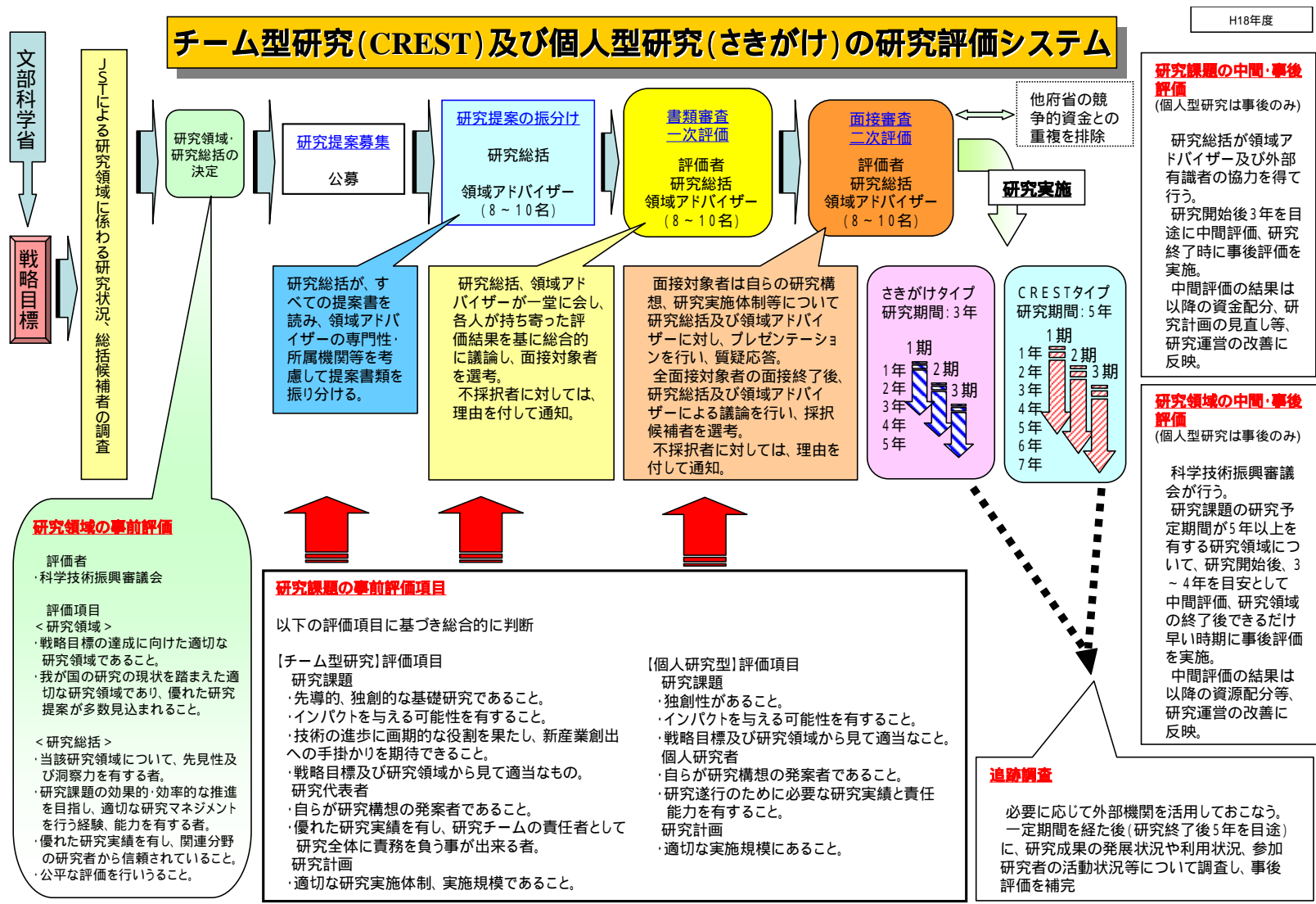
この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月11日 平成18年達第89号）

この達は、平成18年10月11日から施行する。

戦略的創造研究推進事業の事業運営体制図





総括実施型研究(ERATO)の研究評価システム

